

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

取引先を招待した社長の息子の結婚式費用

Q：社長の息子（専務）の結婚式に取引先関係者を招待するのですが、結婚披露宴の費用のうち会社関係者にかかる分は会社で負担した場合、法人の経費になるのでしょうか。

A：人の出生、結婚、個人的な祝事、死亡に関する一連の催物は、その人やその家族の問題ですので、仮にその人や家族が法人の役職かどうかに関係はなく、原則として個人が負担し行うものです。

よって、招待される側が法人の取引先ということで結婚式に出席するのですが、結婚式を行う側においては、招待者が会社関係者であっても、全額個人が負担すべきものです。

例えば、親族関係者と会社関係者の人数で按分して、取引先等に係る部分の費用を会社が負担することにしても、やはりその費用は会社の経費には認められません。

そのため、会社が負担した結婚式の費用（披露宴の費用を含みます）は、専務である息子さんに対する賞与となります。

ところで、招待された取引先の法人が、取引関係上の付き合いで、祝儀を贈ることがありますが、これは取引先法人において交際費となります。

